

生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ) 算定する患者様

高血圧症、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病名とする患者様が対象となります。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年6月に診療報酬改定し、これまで算定してきた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画書に基づき、より専門的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行する内容となりました。

対象の患者様には、個々に応じた指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」に基づき説明を行い、署名を頂きますのでご協力をお願いいたします。



三友堂病院